

## 江南市シティプロモーション動画制作等業務委託仕様書

### 1 業務の名称

江南市シティプロモーション動画制作等業務委託

### 2 業務場所

江南市長が指定する場所

### 3 委託期間

契約成立の翌日から令和5年3月31日（金）までとする。

### 4 業務の概要

新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化・人口減少社会の進行により、地域経済が冷え込む中で、まちの賑わいを創出し、活力あふれた都市を維持していくことが喫緊の課題となっている。そのためには、江南市の魅力を効果的に発信し、本市の知名度向上及びイメージアップを図ることで、本市への交流人口・定住人口の増加及び市民のシビックプライドの醸成を行い、地域経済の維持と活性化に繋げていく必要がある。

その目的の達成のため、本市の魅力をストーリー性のある映像とともに最新の技術を用いて、交流人口・定住人口の増加や市民のシビックプライド機運を醸成させる動画を制作し、効果的なプロモーションを実施することで、本市の魅力を積極的に発信するものである。

### 5 業務の範囲

- (1) シティプロモーション動画の制作
- (2) シティプロモーション動画の宣伝

### 6 業務内容

- (1) シティプロモーション動画の制作

#### ア 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議を行い、構成を決定する。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成する。

#### イ 映像作成

企画構成に基づき、必要な映像素材の取材・撮影や調達、作画等を行う。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、委託者と協議しながら業務を進めること。

#### ウ 編集

映像の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れる。また、完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。なお、委託者が求めた場合、受託者同席の中間報告を行う。

#### エ 調整業務等

制作に関する一切の関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等を必要に応じて随時行う。

#### オ 権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行う。

#### (2) シティプロモーション動画の宣伝

プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議し情報発信方法を決定する。決定した内容を基に情報発信を行うとともに、効果測定を実施すること。なお、提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する、効果測定の可能な具体的目標値等を提示すること。

### 7 シティプロモーション映像制作物の種類・構成等

#### (1) 構成

##### ア PR編（本編：2～3分程度 ダイジェスト版：30秒程度）

本市の知名度や来訪意欲の向上、市民のシビックプライドの醸成につなげること。

##### イ 移住促進編（本編：2～3分程度 ダイジェスト版：30秒程度）

まちの魅力（フィールド、暮らしや活動）、本市の子育て環境・日常生活などを踏まえ、子育て世帯をメインターゲットに、20代～30代の視点に立った、印象に残るストーリー性のある動画。

#### (2) 映像の条件

- ・画面縦横比は16：9とする。
- ・映像の解像度は4Kとし、HD画質の映像データも納品すること。
- ・ドローンなどの映像制作するための最新鋭の機材や映像技術の活用、音響・BGMの選定などを行い、視聴者の心を掴むような映像に仕上げること。
- ・映像制作にあたっては、新規撮影を原則とする。ただし、天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像を使用する際の手続き等は受託者が行うこと。

#### (3) 映像使用想定媒体

Y o u T u b e、デジタルサイネージ、イベント等

#### (4) 戦略的PR活動の実施

プロポーザルでの企画提案内容におけるプロモーション映像の情報発信に基づき、訴求力のある広報媒体を使用し、効果的なPR活動を展開すること。

#### (5) 参考

市を代表する景観として、曼陀羅寺公園の藤などがある。また、令和5年4月の供用開始に向けて布袋駅東複合公共施設の整備を進めている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等が中止になる場合もあることから留意すること。

### 8 著作権

- ・本業務の実施により完成した映像の著作権は、委託者に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

- ・タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。

## 9 成果品の納入及び委託金の支払いについて

### (1) 納品物

#### ア 動画制作に係るもの

- ① 動画を収録したDVD-Video形式のディスク 5枚  
動画を収録したBlu-ray Disc Movie形式のディスク 5枚  
・上記DVD、Blu-rayにはコピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。
- ② 4K及びHD品質の動画データ、撮影素材を保存したポータブルハードディスク等の大容量記憶媒体 1個  
・動画データはMP4形式とmov形式の2種類とする
- ③ ②の一覧表

#### イ 動画宣伝に係るもの

効果測定結果報告書：紙媒体1部、CD-R1枚

### (2) 納品期限

令和5年3月31日（金）まで

### (3) 支払い

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

## 10 委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## 11 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、減失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 12 留意事項

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者において別途協議の上、対応するものとする。

- (3) 受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、委託者が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (4) 受託者は、本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。